

特別抗告状

最高裁判所 御中

2015年6月8日

特別抗告人 キム 金 チョン ミ 静美 ⑩

特別抗告人 竹本 昇 ⑩

特別抗告人 キム 金 チョン ミ 静美

特別抗告人 竹本 昇

名古屋高等裁判所2015年（行タ）第20号

裁判長揖斐潔、裁判官眞鍋美穂子、裁判官片山博仁に対する忌避申立事件（基本事件・名古屋高等裁判所 2015年（行コ）第10号 2012年度固定資産税賦課処分及び減免不承認処分取消請求控訴事件）について、同裁判所が2015年5月27日になした下記決定（2015年6月1日告知）は、不服であるから、特別抗告を提起する。

原決定の表示

主文

本件忌避の申立てをいずれも却下する。

特別抗告の趣旨

原決定を破棄し、更に相当な裁判を求める。

特別抗告の理由

おって、特別抗告理由書を提出する。

附属書類

特別抗告状副本

1通